

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成30年5月8日(火) 午前9時30分
2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室
3. 農業委員 11名中9名出席し、その氏名は次のとおり
太 田 修 尾 上 昭 則 野 田 稔 由 喜 門 尊
藤 原 由 果 木 下 泉 石 黒 五 月 久 山 英 之
藤 澤 美 芳

欠席委員
大 内 美 智 子 大 森 茂 利
4. 農地利用最適化推進委員
松 尾 頼 男 立 岡 元 大 森 一 廣 岡 崎 浩
原 田 敏 一 大 森 幹 男
5. 議事に参与した者
事務局長 難波 彰生
事務局 蒲 直之
事務局 久山 貴史
6. 議事内容
報告事項 農地法許可に係る専決処分について
第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第5条許可申請について
第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定・所有権移転)
第4号議案 瀬戸内市農業委員会委員の辞任について(追加議案)

そ の 他

- 事務局 長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより平成30年度瀬戸内市農業委員会、第2回の総会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、木下会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） おはようございます。農作業が忙しい時期になってきましたが、そんなお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。本日も多数案件がございますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
- 事務局 長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち9名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、大内委員及び大森委員からは欠席の届出があったことを申し添えます。以降の議事の進行につきましては木下会長よりしくお願いします。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに石黒委員、久山委員、よろしく申し上げます。早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。最初に、報告事項、農地法許可に係る専決処分について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、本日の議案の説明に入らせて頂きます。
議案資料1ページをご覧ください。農地法許可に係る専決処分についてでございます。平成30年度瀬戸内市農業委員会第1回総会で農地転用許可と議決されました、光耀株式会社による農地法第5条許可申請につきまして、開発案件でありましたが、平成30年4月24日付けで瀬戸内市開発協議会から承諾を得ましたので、同日付けで許可しておりますことを報告したものとなっております。
以上で事務局からの説明を終わります。
- 議長 はい、ありがとうございます。ただ今の報告事項につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
（意見なし）
- 議長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、報告承認とさせていただきます。
それでは続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案資料の2頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。
- 【1番案件】**
譲受人「岡山市東区上道北方316番地 AGRIブロードコントリ株式会社 代表取締役 国広 かよ子 農業」。譲渡人「牛窓町長浜■■■■■■■■■■」。農地の所在地は「牛窓町長浜314」。

登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は1,192㎡。「牛窓町長浜325-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は252㎡。「牛窓町長浜326-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は153㎡。「牛窓町長浜495-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は1,376㎡。「牛窓町長浜498-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は598㎡。「牛窓町長浜499-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は608㎡。譲受人の農地までの距離は1,000m。耕作面積は30,864㎡となっております。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「AGRIブロードカントリー株式会社」は、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は農地所有適格法人の要件を満たしております。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■■」さんが「田」として管理しており、譲受人の「AGRIブロードカントリー株式会社」も同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の松尾委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「邑久町豆田■■ ■■■■■ ■ ■」。譲渡人「邑久町豆田■■ ■■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町豆田470-3」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は178㎡。譲受人の農地までの距離は50m。耕作面積は48,339.68㎡です。家族数は

6名、耕作者数は4名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「畑」として管理しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の大森委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

【3番案件】

譲受人「邑久町豆田■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「岡山市東区城東台西三丁目■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町豆田717-2」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は1,341㎡。「邑久町豆田725-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は1,626㎡。「邑久町豆田725-3」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は101㎡。譲受人の農地までの距離は700m。耕作面積は9,721㎡です。家族数、耕作者数はいずれも1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■■■」さんが、譲渡人の「■■■■」さんから申請地を借り受けて、「田」として耕作しており、今後も同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の大森委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

【4番案件】

譲受人「邑久町北島■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「邑久町北島■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町北島426-2」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は553㎡。「邑久町北島427-1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は234㎡。「邑久町北島428-3」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は533㎡。譲受人の農地までの距離は50m。耕作面積は256,483㎡です。家族数は7名、耕作者数は4名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「田」として管理しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の岡崎委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

【5番案件】

譲受人「邑久町宗三■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「愛知県名古屋市中川区戸田明正二丁目■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町上笠加108」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は191㎡。譲受人の農地までの距離は3,000m。耕作面積は9,305㎡です。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「畑」として管理しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の原田委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

【6番案件】

譲受人「長船町飯井■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「長船町飯井■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「長船町飯井398

ー1」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は536㎡。譲受人の農地までの距離は600m。耕作面積は5,863㎡です。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり無償となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「田」として耕作しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の大森委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、松尾委員さん、お願いします。

松尾委員 譲受人のAGRIさんは15年ほど前から牛窓町長浜でミニトマトを作っておられます。譲渡人の■■さんは■歳の高齢で農業ができなくなり、また、管理も難しくなっております。そこで今回譲受人さんが買い受けて米を作るという話でした。特に問題はないと思われまのでよろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。続いての2番、3番案件について、大森委員さん、お願いします。

大森委員 2番案件については、譲渡人の■■さんが高齢で農業ができないということで譲受人の■■さんが買うということを聞いています。特に問題はないと思います。

- 3番案件については、今までも譲受人の■■さんが譲渡人の■■さんから借りて耕作していました。今回売買の話がまとまったということです。こちらも特に問題はないと思います。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いての4番案件について、岡崎委員さん、お願いします。
- 岡 崎 委 員 この農地は譲渡人の■■さんの叔父が耕作をされていましたが、その方が高齢で耕作ができなくなり、周辺の農地を持っておられる譲受人の■■さんが買い受けて耕作をするとのこと。問題ないと思われまますので、よろしくをお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いての5番案件について、原田委員さん、お願いします。
- 原 田 委 員 譲渡人の■■さんはこの農地を昨年相続で取得しましたが、遠方にお住まいで管理ができないということから譲受人の■■さんが買い受ける話がまとまりました。現地も見ましたが特に問題はありませんので、よろしくをお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続いて最後の6番案件について、大森委員さん、お願いします。
- 大 森 委 員 譲渡人の■■さんは後継者がいませんが■■さんは息子さんがひき継いで耕作をしていかれるということで今回譲渡の話がまとまったようです。特に問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
- (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。
- ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。
- (賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
- 続きまして第2号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは議案資料3頁目をご覧ください。農地法第5条許可申請についてご説明いたします。

【1番案件】

借人「岡山市中区中島■■ ■■■■■」。貸人「邑久町山手■■ ■■■■■」。土地の所在地は「邑久町山手1099-2」。地目は「畑」。面積は310㎡。「邑久町山手1101-1」。地目は「畑」。面積は54㎡。転用目的は「自己住宅」。施設の概要は「木造平屋建1棟114.27㎡」。農地区分は第2種農地で10aあた

りの収量は普通畑となっております。資金は借入金が■万円となっております。隣地への被害はありません。なお、使用貸借権設定によるもので、10aあたり無償となっております。また、農用地区域外農地となっております。場所につきましては、資料7ページをご覧ください。邑久中学校から北東へ約1.1km、ブルーライン邑久インターから北西へ約1.1kmのところのところに位置しております。

【2番案件】

借人「久米郡美咲町原田■■ ■■■■■」。貸人「邑久町百田■■ ■■■■■」。土地の所在地は「邑久町百田130-2」。地目は「田」。面積は231㎡。転用目的は「分家住宅」。施設の概要は「木造2階建1棟67.9㎡」。農地区分は第1種農地で10aあたりの収量は米480kgとなっております。資金は借入金が■万円。隣地への被害はありません。なお、使用貸借権設定によるもので10aあたり無償となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料8ページをご覧ください。JR邑久駅から西へ約700mのところのところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。まず、1番案件について、立岡委員さん、お願いします。

立岡委員 こちらの案件は、貸人の■■さんの息子である借人の■■さんがこちらへ戻ってこられるということで実家の隣に家を建てて農業の手伝いもしていきたいと考えておられるようです。特に問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。続いて2番案件について、大森委員さん、お願いします。

大森委員 譲受人と譲渡人は親子でして、子が住居を建てるということで、すでに農振除外済の農地です。娘夫婦が今後農業を手伝っていくということで分家住宅として申請しています。進入路が確保できないため実家から離れた位置取りとなっておりますが隣地承諾もありますし排水等も特に問題ないと思われしますのでよろしくおねがいします。

議長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。

第2号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について（利用権設定・所有権移転）ということで、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料4頁目をご覧ください。
【第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】
- 議 長 はい、ただ今の第3号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
（意見なし）
- 議 長 ご意見ないようですので、第3号議案につきまして、承認とさせていただきます。
続きまして、第4号議案、瀬戸内市農業委員会委員の辞任についてということで、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは、本日追加で配布しております第4号議案をご覧ください。瀬戸内市農業委員会委員の辞任についてでございます。まず、農業委員会委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第13条「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」と規定されています。この度、「長船町牛文■ ■ 大内 美智子」委員から辞任願の提出がありました。辞任の理由として「一身上の都合」とありますが、健康上の理由によるもので、正当な事由に該当するものと思われまますので、先ほど申し上げた規定に基づき、農業委員会の同意を得るため、追加議案として本日上程しております。なお、欠員の補充につきましては、当面の間行わない予定としております。
以上で事務局からの説明を終わります。
- 議 長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
（意見なし）
- 議 長 ご意見ないようですので、第4号議案につきましては、同意とさせていただきます。
それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。
- 事 務 局 今後の予定でございますが、6月の総会につきましては、6月7日木曜日に予定しており、7月の総会につきましては、7月9日月曜日を予定しておりますので、よろしく申し上げます。
- 議 長 他にご意見・ご質問はありませんか。

それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成30年度5月の総会を閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。

(午前9時55分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成30年5月8日

議 長

署名委員

署名委員